



プレスリリース

令和7年11月10日
環境・ゼロカーボン推進課
(089-912-2347)

令和6年度ダイオキシン類自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）に基づき、廃棄物焼却炉やパルプ製造業に係る塩素漂白施設等の設置者は、毎年1回以上、排出ガス、排出水等のダイオキシン類による汚染の状況を測定し、その結果を知事に報告することが義務付けられています。

今回、令和6年度分の測定結果を、次のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

1 大気関係特定施設

- (1) 大気関係特定施設については、測定対象である106施設のうち、102施設について設置者から報告があり、その排出ガス中の濃度は、0～7.7 ng-TEQ/m³Nの範囲（平均0.51 ng-TEQ/m³N）であり、排出基準の超過はありませんでした。

なお、未報告である4施設（4事業場）に対しては、引き続き、立入検査や文書指導等により測定の実施を指導していきます。

対象施設	報告施設	排出ガス濃度 (ng-TEQ/m ³ N)		排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	基準超過施設	未報告施設
		最小～最大	平均			
106	102	0 ～ 7.7	0.51	0.1 ～ 10	0	4

- (2) 大気関係特定施設のうち廃棄物焼却炉については、法により、設置者は、ばいじん及び焼却灰のダイオキシン類濃度の測定が義務付けられており、測定結果は以下のとおりでした。1施設で「ばいじん等係る処理基準（3 ng-TEQ/g）」を超過していましたが、セメント固化等の適切な処理がなされていることを確認しています。

項目	施設数	測定濃度 (ng-TEQ/g)		処理基準 超過検体数
		最小～最大	平均	
ばいじん	55	0 ～ 15	0.58	1
焼却灰	78	0 ～ 0.60	0.030	0

2 水質関係特定事業場

水質関係特定事業場の排水水については、紙パルプ製造業や化学工場等 8 事業場から報告があり、その排水水中ダイオキシン類濃度の測定結果は次のとおり、排出基準の超過はありませんでした。

測定対象 事業場数	測 定 事業場数	排水水濃度 (pg-TEQ/リットル)		排出基準 (pg-TEQ/リットル)	基準超過 事業場
		最小～最大	平均		
8	8	0 ～ 0.064	0.015	10	0

(参考) 過去の測定結果は、次のとおりです。

〈排ガス〉

年 度	施設数	排出ガス濃度 (ng-TEQ/m ³ N)		排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	基準超過 施設
		最小～最大	平均		
H15 ～ R5	107 ～ 171	0 ～ 15	0.75	1 ～ 10	5 施設
H12 ～ H14	182 ～ 294	0 ～ 77	3.9	1 ～ 80	無

〈ばいじん〉

年 度	施設数	測定濃度 (ng-TEQ/g)	
		最小～最大	平均
H15 ～ R5	45 ～ 97	0 ～ 34	0.88
H12 ～ H14	86 ～ 130	0 ～ 130	2.4

〈焼却灰〉

年 度	施設数	測定濃度 (ng-TEQ/g)	
		最小～最大	平均
H15 ～ R5	83 ～ 152	0 ～ 3.0	0.082
H12 ～ H14	144 ～ 255	0 ～ 49	0.31

〈排水水〉

年 度	事業場数	排水水濃度 (pg-TEQ/リットル)		排出基準 (pg-TEQ/リットル)	基準超過 事業場
		最小～最大	平均		
H15 ～ R5	8 ～ 11	0 ～ 8.8	0.16	10	無
H12 ～ H14	9 ～ 11	0.000080 ～ 1.1	0.23	10 ～ 50	無